

# 一般社団法人陵水会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人陵水会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、滋賀大学経済学部、滋賀大学データサイエンス学部、滋賀大学大学院経済学研究科及び滋賀大学大学院データサイエンス研究科の発展向上に協力し、会員相互の親交を厚くし、福祉の増進をはかり、あわせてわが国はもちろん世界の経済、社会、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 滋賀大学経済学部、滋賀大学大学院経済学研究科、滋賀大学データサイエンス学部及び滋賀大学大学院データサイエンス研究科の後援及び会員相互の連絡、親交
- (2) 財産の維持及び経営
- (3) 会報及び会員名簿の発行及び配布
- (4) 講演会、研究会その他集会の開催
- (5) 前各号のほかこの法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び代議員

(会員の種類)

第5条 会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員とする。

(正会員の資格)

第6条 この法人の正会員は次に掲げる諸学校等（以下これを「母校」と称する。）のいずれかを卒業又は修了した者とする。

- (1) 彦根高等商業学校
- (2) 彦根高等商業学校別科
- (3) 彦根経済専門学校
- (4) 彦根工業専門学校
- (5) 滋賀大学経済学部
- (6) 滋賀大学経済短期大学部
- (7) 滋賀大学大学院経済学研究科

- (8) 滋賀大学データサイエンス学部
- (9) 滋賀大学大学院データサイエンス研究科

(正会員の追加)

第6条の2 母校のいずれかに在学した者で、理事会の承認を受けた者は正会員とすることができる。

(準会員の資格)

第7条 この法人の準会員は次に掲げる者とする。

- (1) 滋賀大学経済学部在籍する正規学生
- (2) 滋賀大学データサイエンス学部在籍する正規学生
- (3) 滋賀大学大学院経済学研究科在籍する正規学生
- (4) 滋賀大学大学院データサイエンス研究科在籍する正規学生

(特別会員)

第8条 母校の教員または職員である者及び母校の教員または職員であった者で理事会の承認を受けた者を特別会員とすることができる。

(名誉会員)

第9条 母校のいずれか、またはこの法人に対し特別な関係のある者について、理事会の推薦により、総会において承認された者を名誉会員とすることができる。

(入会)

第10条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第11条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び年会費を支払わなくてはならない。

- 2 準会員は年会費の支払を免除される。
- 3 特別会員及び名誉会員は、入会金及び年会費の支払い義務を負わない。

(任意退会)

第12条 本会を退会しようとする会員は、理事会において定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名及び資格の停止)

第13条 この法人の定款または総会の決議に違背し、団結を乱し、あるいはこの法人の名誉を汚損する行為のあった者は、総会の決議で除名し、もしくは会員の資格を停止することができる。

(代議員)

第14条 この法人の正会員の中から代議員を選出する。

- 2 前項の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。
- 3 代議員は、次の各号によって選出される者とする。
  - (1) 各支部において支部長に選出された者
  - (2) 各支部において支部所属会員150名につき1名の割合をもって選出された者。ただし、1支部から選出できる代議員の数は16名を限度とし、前号による代議員はこの人数に含まれるものとする。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

#### 第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年度1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 議決権を有する総代議員の10分の1以上の代議員から、総会の目的となる事項を示して総会の招集の請求があった場合、理事長は総会を開催しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席した当代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議には、委任状による議決権の代理行使を含むものとする。

3 本条第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に署名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名以上 5 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、若干名を副理事長とする。

3 理事長の推薦により、この法人に顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、一般法第 77 条第 1 項の代表理事とし、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は理事会並びに総会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 理事長は、引き続き三選されることはできない。
  - 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事または監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員責任の免除)

- 第 29 条 この法人は、役員的一般法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(役員解任)

- 第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

- 第 32 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 33 条 理事会は次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

- 第 34 条 理事会は、毎年度 2 回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類の他、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 支部

(支部の設置)

第 43 条 会員 10 名以上の居住または勤務の地には、理事会の承認を経て支部を設けることができる。

(支部規則)

第 44 条 支部には一定の事務所または連絡場所を設け、支部長 1 名、支部役員若干名をおき、支部規則を定めなければならない。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 12 章 補則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
小梶 清司	神奈川県横浜市旭区川島町 2 9 5 0 番地の 8 9
原 綱宗	滋賀県草津市矢橋町 2 3 番地の 8 0
村瀬 英己	岐阜県可児市愛岐ヶ丘三丁目 1 0 8 番地
山田 督	兵庫県宝塚市中山桜台三丁目 1 0 番 8 号

2 この法人の設立登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 小梶清司、原 綱宗、村瀬英己、山田 督、柏原康夫、倉坪和久、川崎 昊、藤本幸延、岩根順子、浅田利博、鈴木敏夫、竹森二郎、松林茂晴、松山正明、和田博之、市川 誠、小林耕士、磯部和夫、岩崎和文、脇阪 守、井上泰彦、松村二郎、北本和志、竹谷宗治、池田直樹

監事 小林展雄、山路教雄、堀 義廣

3 この法人の設立時の理事長は、小梶清司、副理事長は原 綱宗、村瀬英己、山田 督とする。

4 この法人設立時の代議員及び理事の任期は、第 15 条及び第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、選任後 1 年以内に終了する事業年度の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この改正は、平成 29 年 6 月 3 日から施行し、この法人の設立の日から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 6 月 2 日から施行し、この法人の設立の日から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 6 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。